

大阪広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程の一部を
改正する規程のあらまし

- 1 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）の施行により、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定める指定給水装置工事事業者指定申請書等の様式中の押印欄が削除されたことを踏まえ、規程に定める指定給水装置工事事業者証再交付申請書（様式第2号）についても押印欄を削除します。
- 2 この規程は、公布の日から施行します。